

基本目標別の事業の組み替えと重点取組について

1 事業組み替えの考え方

現計画では、基本目標別に以下の表のとおり区分し、事業を整理していた。

基本目標	現計画	次期計画
①	児童	子育て・親育ち
②	乳幼児	教育・保育
③	要保護	支援が必要な家庭
④	地域	地域
⑤	子育て環境（まち）づくり	子育て環境（まち）づくり

次期計画を策定するに当たり、次の観点から改めて事業を再整理することとした。

(1) 「親育ち」に関する行政の取組の明確化

孤立した子育て、いわゆる「孤」育てを防ぎ、子育てを楽しめるようにするため、家庭の育児力を支援、子どもが自ら育つ環境の整備をまとめる。

(2) 幼保小中まで一貫した教育・保育の連携

保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の改訂を踏まえ、幼児期から義務教育までを一連の取組として捉える。

(3) 子どもを取り巻く新たな課題への対応

外国にルーツを持つ子ども、性自認の問題、医療的ケアが必要な子ども、不登校など、子どもを取り巻く課題が複雑・多様化する中で、今後も新たに生じる課題も含めて対応していくため、広く捉えられるように整理。

2 重点取組の考え方

行政の取組に重要でないものはないが、喫緊の課題として、計画期間5年間（令和2～6年度）の中で特に焦点化して取り組んでいくことが必要なものを重点取組として4件を選定した。

(1) 親子の集いの場の提供

子育てに自信が持てない親の支援のため、親育ちの環境、「孤」育ての防止として両国・文花子育てひろばを中心とした地域子育て支援拠点の連携強化、活性化に取り組む必要があるため。

(2) 放課後の子どもの居場所

保育施設整備が進み、今後、卒園した子どもたちが学齢期になることで、放課後の子どもの居場所が課題となることが予想される。児童館、学童クラブ、放課後子ども教室の連携も進めていく必要があるため。

(3) 保育の質・サービスの向上

保育の量の確保は現計画において大きく推進されてきた。今後も量的対応は必要であるが、一気に進んだ保育施設整備により、墨田区の保育の質が低下することのないよう取り組んでいく必要があるため。

(4) 虐待防止のための連携・支援

児童虐待が社会問題として大きく取り上げられ、法改正も行われており、特に重点的に取り組んでいく必要があるため。